

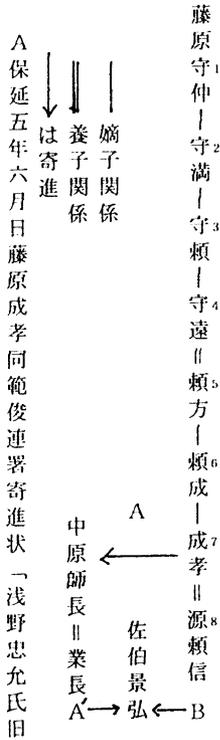
平安末期安芸国高田郡における在地領主制の展開と厳島社

吉村 晃一

はじめに

平安後期、安芸国高田郡の在地領主藤原氏は、初代守仲から六代目頼成まで嫡々相承のかたちで高田郡郡司職を相伝してきたが、七代目成孝はおもうように郡司職補任の庁宣を得ることができずにいた。危機感を募らせた成孝は保延五年(一一三九)に、中央下級貴族である中原師長へ相伝文書を副えて所領の寄進を申し出て荘園化をはかったが結局失敗に終わった。成孝の養子として藤原氏の後を継いだ源頼信も現状打開に行き詰まり、仁安二年(一一六七)に、平清盛と結んで安芸国最大の有力者となっていた厳島神社神主佐伯景弘に相伝文書を副えて寄進を申し出て、厳島社領としての荘園化を試みた。一方、保延五年に成孝より文書を預けられていた中原師長の養子業長も、承安四年(一一七四)に、手元にある文書を景弘に差し出し荘園化を願い出た。このような事情のもと、「高田郡司藤原氏関係文書」と呼ばれる大量の文書群が厳島神社に伝来することとなったのである⁽¹⁾。

図1 高田郡司藤原氏関係文書の流れ



A 保延五年六月日藤原成孝同範俊運寄進状「浅野忠允氏旧

蔵厳島文書」一(号)
B 仁安二年六月十五日源頼信讓状(「新出厳島文書」四〇・十七号)
A 承安四年十月一日中原業長寄進状(「新出厳島文書」四三号)

これら「厳島文書」中の「高田郡司藤原氏関係文書」は、多数の太政官符・庁宣・売券・立券文、讓状・寄進状等によつて構成されており、松岡久人氏の研究⁽¹⁾以来、多数の研究者によつて郡司職を手がかりとした在地領主制の形成、国衙領の構造、郡郷制の改編、あるいは在地領主層における嫡子制の成立など中世成立期の国衙支配・在地社会の基本問題を解明するための根本史料として活用されてきた⁽²⁾。今日の平安後期の在地領主制や国衙領支配の一般的イメージの形成には、これらの文書群が大きく関わっているのである。

そして、『広島県史』古代中世資料編Ⅱ・Ⅲが刊行され、後藤紀彦氏によつて『復古雑抄』所収の厳島文書が紹介される⁽³⁾に至り、研究は新たな段階に入った。その代表的なものが高田氏と坂上康俊氏による研究である。

山田氏は保延五年に藤原成孝から中原師長へ、そして承安四年に中原業長から佐伯景弘へと伝来した文書群(A系列)と、仁安二年に源頼信から佐伯景弘へと伝来した文書群(B系列)を比較し、その結果、最初から存在していたならば保延五年の寄進の際に成孝から師長へ手渡されるべき保延五年以前の年号をもちながらA系列には存在しない文書が、B系列の文書群の中に存在することに文書の流れとしての不自然さを抱き、厳島文書の中でも白眉のものとされてきた「御判物帖」の中に四通の偽文書が存在することを指摘された。また氏の研究は、個々の史料を歴史的資料として捉え、その構成過程における社会的背景、すなわちいかなる機能を有していたのかを考える必要性を求めた点が史料研究の方法論として画期的なものと評価され、

以後の研究方法に大きな影響を与えることとなった⁽¹⁾。
また坂上氏の研究は新たに発見された多数の売券を整理することによって、郡司藤原氏の所領「別符重行名」の形成について、徴税関係役人による負累物代としての所領没収行為によるものであることを論証され、従来開発請負に由来するとされていた在庁「別名」が徴税を擬子にしての在庁官人たちの所領集積によつて形成されたことを明らかにされた⁽²⁾。

その後も平安末期に高田郡で展開された在地領主制の問題、国衙在庁との関係、さらには叡島社神主佐伯景弘による社領化の問題について様々な角度から考察が進められ多数の論文が発表されている。
本稿ではこれら先行研究について、多数の文書から何が問題として指摘されているのか、また何が明らかにされているのかを整理しつつ、次のように考察したい。
まず藤原一族が高田郡に広大な所領を持つようになる契機を松岡・坂上両氏の論を参考に確認することで高田郡司藤原氏の性格について考え、次に藤原氏の発展過程を、また逆に没落過程をたどることで、平安後期の郡司職補任のあり方について考察したい。

- (1) a 「安芸国三田郷私領化の一考察」(『史学研究』復刊二集 一九五〇年)、b 「上代末期の地方政治」(『広島大学文学』部紀要 四号 一九五三年)、c 「百姓名の成立とその性格―郷戸及び領主的名との関係面を中心として―」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』吉川弘文館 一九五五年)、d 「郷司の成立について」(『歴史学研究』二一五号 一九五八年)。
(2) 松岡氏以後の高田郡司藤原氏を素材とした代表的研究として、次のようなものが挙げられる。上横手雅敬「叡島社領と平氏の地頭制」(『日本中世政治史研究』所収 塙書房 一九七〇年)、坂本賞三「郡

- 郷制の改編と別名制の創設」(『日本王朝国家体制論』所収 東京大学出版会 一九七二年)、田中文英「平氏政権の国衙支配―安芸国の場合―」(大阪女子大『女子大文学(国文編)』二六号 一九七五年)、『平氏政権の研究』所収 思文閣出版 一九九四年)、田村裕「荘園公領制の成立と展開」(『広島県史』原始古代通史編 第六章「荘園制と武士」第三節 一九八〇年)、服藤早苗「平安時代の相続について―とくに女子相続権を中心として―」(『家族史研究』第二集 一九八〇年)、家成立史の研究―祖先祭祀・女・子ども―所収 校倉書房 一九九一年)、角重始「安芸国における荘園公領制の形成―在庁葉山城氏を中心として―」(『日本史研究』二七五号 一九八五年)、長沢洋「高田郡司関係文書の原形と伝来についての覚書」(『広島県立文書館紀要』一号 一九八九年)、錦織勤「平安末期安芸国高田郡の政治問題」(『日本歴史』五二六号 一九九二年)、坂本賞三「中世成立期の郡郷制について―中世安芸国の郡郷の理解のために―」(『広島市公文書館』紀要 六号 一九八三年)。
(3) 「『徴古雑抄』所収の叡島文書」(『史学雑誌』八八編十一号・十二号 一九七九年)。後、『広島県史』古代中世資料編V(一九八〇年)に叡島文書編2の補遺として収録。
(4) 山田渉「安芸国高田郡司とその所領寄進―文書の流れの再検討を中心として―」(『史学雑誌』九〇編一号 一九八一年)。
(5) 坂上康俊「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」(『史学雑誌』九一編九号 一九八二年)。

第一節 藤原氏の性格

安芸国高田郡司藤原氏の初見は次の史料である。

譲与 三田郷并別符重行名主事

大掾藤原守満

右、依レ爲七郷之内重郷且別符、田畠券文相副所

譲与也、於大領職者、国司御下向日、令子細言上
可補任、状如レ件、

長元四年六月三日

散位藤原朝臣(守世)(花押)

この史料は藤原守仲が息子と思われる藤原守満に「三田郷並別符重行名主」を譲与することを記したものであり、譲与の対象となつてゐるのは「三田郷」と「別符重行名主」の二つである。ここで問題となるのは「郷」という公的な行政単位が私的な譲与の対象となつてゐる点である。これはどういふことを意味するのか。守仲は讓状の中で三田郷のことを「七郷之内重郷」といつてゐる。その後の藤原氏伝領に関する史料に三田郷を「住郷」⁽²⁾あるいは「先祖敷地」⁽³⁾とするものもあり、三田郷Ⅱ「重郷」とは藤原氏がそこに居を構えたことによつて高田郡の他の六郷よりも影響力を持ち得たためそう表現されたのではないかと考えられる。それではこの「影響力」は具体的にどういふものか、またいかなる過程を経ることによつてうまれてきたのか。

この問題を考えるとき注目すべきが譲与のもう一つの対象となつてゐる「別符重行名」である。藤原氏が代々相伝し私領として領知する⁽⁴⁾別符重行名はいかなる過程を持つて集積されたのであろうか。松岡氏は、天喜五年(一一〇五八)三月十日守頼解⁽⁵⁾に「或古河合或荒野口開、年来住人等領伝田畠、以見直物買取」と見られることから、「百姓が自家労働力を以つて荒地を開いてつくつた小規模の治田を、買い集め」⁽⁶⁾た結果集積されたし、また百姓

等が白らが開墾した土地を藤原氏に売らねばならなかつた理由を、売券の記載に依つて「種々の貢租の未納代又は出拳稲の弁済代等として、又それらを含めての負債があつて、為にその担保として田畠が売進された」⁽⁷⁾とされた。しかし、この集積された所領はあくまで公領のはずである。それが買得者である藤原氏の私領となるのはなぜであらうか。この疑問に氏は次のように答える。すなわち大治二年(一一二七)立券文⁽⁸⁾の田地の記載法が二種あつてその違いは村名が記載されてゐるかないかであるが、記されてゐる方は公田であり、そうでないものは公田の後身であると思われ、その通りである。そして両方の田地には共通の耕作者の名が見えることから、「公田の後身」を耕作する名主と藤原氏の間主従関係が生ずれば、その関係を通じて、「これら名主の所有する」公田の私領化の行われ易い事は、理解される」と結論づけられた。またこれらの名主が売却先に藤原氏を選んだ理由を「藤原氏と地主共との間には、権威あるものに臣従を求め国衛との関係から解放され、保有地を確保したいと願う地主共の要求と、郡司にして惣大判官代という実権を具えた者(藤原氏)の私領地拡大欲とが合致して、両者が結び付いた」とされた。松岡氏の見解は、在地領主がその所領を拡大・発展していくプロセスとして長く定説化してゐた。ところが、「徴古雜抄」所収の畿島文書が発見・紹介されるに及んで、その中に多数含まれてゐた売券を用いて藤原氏の性格に修正を加えたように研究が行われることとなつた。その成果を表したのが坂上康俊氏の研究⁽⁹⁾である。

藤原氏の所領集積の過程を検討される際に用いた売券の最終的な買得者が他人となつてゐるものも藤原氏が自己の所領としてゐることについて、松岡氏は「それらの者が藤原氏にいつの間にか主従関係を結ばざるを得なくなつたか、或は横領されたか」とその背景について解釈されたが、坂上氏はこの考えに修正を求めた。すなわち「単に藤原氏が保持してゐるといふだけなら横領という事態も考えられよ

うが、それを自己のものとして寄進する際、に横領が歴然とわかるように一巻に仕立てることを敢えてするものであろうか。さらには「主従関係が結ばれると、自動的に、何の媒介文書もなしに、売券が主の手元に集められるものかどうか」という疑点を挟み考察を進められる。この疑問に対して「藤原氏が自己名義でない売券を手に入れるについては、何か特殊な事情があったと推測され、それは十分に合法的であった」という見通しのもとに「藤原氏の売券獲得は具体的にいかなる経過をたどつてなされたのか」ということをあらためて考察された。その結果を以下に示したい。

まず藤原氏以外で買得者として最も多く登場する丹治近恒という人物が、藤原氏に所領を譲与する際、自らが集積した所領の性格とその所領を譲渡する理由を書いた解、に注目する。そこには彼の所領集積は「勤、仕公文預職、之間」「年々負累物代立券領地」したことにより、今彼が所領を手放す理由は「彼が「被_レ停_レ止公文職_レ、且依_レ為_レ郡司所領」るからと記されている。「公文預」とは徵税関係役人であり、彼等は納税責任を果たした負名には「官米返抄」を与えたが、「負名がそれを納入しきれない事態が生ずる」と「所領を売却することによつて負名は返抄を得る。これによつて負名は納税責任を果たしたものとされ」、一方、購入した側の丹治近恒が公文預を停止されたことによつてその所領を領知でなくなつたということから、彼らは私財を投じて代納したのではなく、彼らが集積した所領の性格とは徵税役人としての役職に付帯した所領という意味があつた、とされた。

ここで再び高田郡司藤原氏の初見とした長元四年の守仲讓状を見直したい。さきに譲与の対象となつてゐる「三田郷」を公的な行政単位である郷とし、その譲与という事態に疑問を挟んだが、以上のことを考えると松岡氏も指摘するように「三田郷」とは「三田郷郷司職」のことを意味しているとしてよいと思われる。すなわち「郷司職」という

徵税に関わる役職を有していた藤原氏は、負累物の代わり名主から所領を没収し、所領を拡大・集積していった。その結果、形成されたのが別符重行名であり、負名が負累をつくればつくるほどにその所領「別符重行名」は拡大を続け、ついには三田郷全体をもつて藤原氏の所領と主張するほどに範圍を広げるようになったと考えられるのである。したがつて、その後、「三田郷」と「別符重行名」を區別しなくなつたのもこのためである。

以上、先行研究として松岡氏と坂上氏の論を見てきたが、高田郡司藤原の性格、及びその所領の集積過程と性格についてまとめたい。

長元四年に歴史上に姿を現す高田郡司藤原氏は、代々において三田郷郷司職という徵税作業に関わる役職に従事していたことから、負名が官物を未進するような事態が生じたときにはその名主の所有する田畠を没収し、自らの所領である別符重行名に組み込んでいった。このような契機で藤原氏の元に集積・拡大されていった別符重行名は三田郷内に散在していたが、時代を経るにしたがつてその範圍は三田郷のほとんどもを覆い尽くすようになり、三田郷そのものが重行名と區別されないような状況となつた。

次節では、藤原氏発展・没落の過程を概観し、その理由を確認したい。

- (1) 長元四年(一〇三一)六月三日藤原守仲讓状(「新出徹島文書」一〇一)。以下「徹島文書」は「広島県史」による。
- (2) 天喜五年(一〇五八)三月十日高田郡司藤原守頼解(「新出徹島文書」三〇)。
- (3) 承保四年(一〇七七)十二月三十日高田郡司藤原頼方解(「徹古雜抄」所収徹島文書「一二号」)。
- (4) 「別符重行名」が私領とされてきたことは永承三年(一〇四八)七月二日藤原守満解に「私領別符重行」とあることからわかる。

- (5) 同(2)史料
- (6) 松岡はじめに(1)b論文。
- (7) 松岡はじめに(1)a論文。以下、特に断らないかぎり氏の見解はこの論文による。
- (8) 「新出蔵島文書」一五号。
- (9) 坂上はじめに(5)論文。以下、特に断らないかぎり氏の見解はこの論文による。
- (10) ここでは保延五年(一一三九)の藤原成孝から中原氏への寄進を指している。さらに徴古所収の新たな売券を含めた検討により三田・風早両郷分の売券は寄進の際にも新券を作成することなく譲渡されたことが明らかとなっている。
- (11) 長治三年二月十九日丹治近恒田島売券(「徴古雑抄」所収蔵島文書六一号)。

第二節 藤原氏の発展と没落

藤原氏の所領伝領は、長元四年の藤原守仲讓状をはじめとして、成孝から源頼信に対しての伝領を記したもので、およそ七〇数年間、八代にわたって続いている(同)。しかし、郡郷司職補任状況に目を向けると、各代においてかなりの差が生じていることがわかる(表1)。本節では藤原氏が高田郡内において公権力を強めていく過程、逆に弱体化していく過程を概観し、先行研究を整理しながらその理由を見ていきたい。

表1 藤原氏郡郷司職補任状況表

対象者	年月日	補任内容	典拠
守仲・守満・守頼・守遠の郡郷司職補任を示す公文書は存在しない			

成孝	頼成			頼方				
	天仁二(一一〇二)	承徳二(一〇九八)	永長二(一一〇三)	嘉保三(一〇五九)	嘉保三(一〇五九)	應徳二(一一〇二)	永保三(一〇六三)	延久四(一一〇二)
保延五(一一三九)	四・三〇	二・二〇	三・五	六・	六・	二・一六	六・七	九・一〇
官符	官符	庁宣	庁宣	庁宣	国符	官符	官符	国符
三田郷郷司職	高田郡大領	高田郡大領	栗屋・舟木両郷郷司職	三田・風早・麻原・甲立四ヶ郷郷司職	高田郡郷司職	高田郡大領職	高田郡大領	三田郷郷司職
徴古六九号	御判一一号	御判一〇号	御判九号	御判八号	御判七号	御判五号	御判四号	新出五号

表1を見て次のことがいえる。頼方の代には「高田郡大領職」「三田郷郷司職」に補任されていた。一方、前節で述べたように守仲讓状をはじめとして代々の讓状に見える讓与の対象としての「三田郷」とは三田郷郷司職のことで

あり、また、讓渡者は自らを高田郡司であると記していることから、頼方以前の藤原氏も代々三田郷司・高田郡司を名乗っていたことは明らかである。ところが頼成は高田郡司職補任と同時に三田郷をはじめ高田郡全郷の郷司職にも補任されている。すなわち一見して、頼成の代になつて藤原氏一族は高田郡における「影響力」を拡大していったと考えられる。

右のような藤原氏の発展を坂上氏は次のように説明される。

「頼方以前の藤原氏が名乗っている郡郷司とは、自らは「領」知三田郷」といっている。が、徴税面に関していえば在庁官人とも負累物代の所領の没収や結解の作成に関わつていたことを意味したものであつて、その郷内の公民に対して与える影響力は在庁官人と並ぶ程度のもので考えられる。これらの職務をその役割とする郷司が相伝されるものであるかのよう記載されているが、先祖相伝ということ自体はそれほど意味をなさず、実際にそれらの職務を滞りなく果たしてきたからこそ、代々その役に任命されてきたものと考えられる。その結果、前節で述べたように徴税活動をこいれとして所領すなわち別符重行名の拡大が進むにつれ、重行名と公郷である三田郷とが、区別つかなくなるといふ事態にまで藤原氏は発展を成し遂げるのであつて、この時、初めて三田郷内に公文預等在庁官人が立ち入ることを禁止し、在庁官人等が所領を集積することが停止されることとなつた。こうして郷司職に補任されることによつて三田郷七カ郷の支配下において藤原氏は、頼成の代に入ると高田郡七カ郷のうち、すでに莊園化されていた豊島郷を除く六カ郷の郷司職に補任され、その支配権をついに高田郡内一円にのばしたのであつた。

またこの頼成の代において他郷の郷司職にまで補任された背景に、どういつた事情があつたかについて、松岡氏は次のように説明される²⁾。

この時期に至つて郡司・郷司といつた諸職が利権化されていた。すなわち、国司遥任制の一般化によつて、在地勢力者と在庁勢力者である目代との私的関係が郡郷司補任に決定的要因をなすようになるのである。このような状況の中、藤原氏は頼成の代にいたつて、郷司としての徴税活動を滞りなく果たしてきた実績からか、目代と関係を結び他郷の郷司職に補任され、その勢力を拡大していくこととなつた。

このような事情による高田郡全域における徴税活動執行は、前節において考察したような所領集積の過程を通じて藤原氏の所領である別符重行名が各郷に誕生することを意味することとなる。しかし、これらの所領も低額とはいへ官物がかけられており、それらの税を払いきれなくなつたときは、次代の者が新たに郡・郷司職に補任されなければならぬ。本人も他の在地領主と交代させられるという事態もあつた。そして頼成は、別符重行名のみならずの広さに今度は自らが多大な税を負担することになりその経営手腕を問われることとなつた。すなわち頼成の代において頂点を極めた藤原氏の発展は、別符重行名のみならずの拡大に、今度これまでも藤原氏が代々郡司職を伝領できてきたのは税を滞ることなく納めてきたからであり、藤原氏も一度税の滞納を犯してしまつたと、ただちにその地位を追われおる立場にすぎない。実際に頼成の次の代に成孝においてはおそらく税を順調に完済することができなかつたのである。頼成から所領の讓渡を受けてから長かつたので、国衙からの郡郷司職補任を知らせる文書は得られなかつた。その成孝が郡司職あるいは郷司職といつた政治的な地位を得られたのは頼成に所領を譲与された後、およそ三十年もたつた保延五年(一一三九)のことであつた。しかもその職権が及ぶのは三田郷のみに著しく縮小されておりました。頼成の代までのような高田郡全域に對する支配権は望めず、そればかりか元々重郷あるいは住郷として先祖代々支配権を有して

いた三田郷までをも否定される危険性が出てきたのである。このような危機的状況を打破するために成孝がとつたのは寄進・荘園化という手段であつた。すなわち保延五年六月に自らが持ち得る相伝文書の中で高田郡における支配の正統性を主張できる文書を中央貴族の中原氏に預けることで行つた寄進がそれである。その際、添えられた寄進状には、次のように記されていた。

(前略)

右、所領田畠栗林山等、從先祖守仲之時、至于親父頼成、爲高田郡七郷大領職、次第相承所令領職也、其中於三田郷者、依爲住郷、件守仲次第讓與嫡子、相傳譜第敢無牢籠、又於風早郷者、依有手次之券并国司立券免判、同所領掌也、於他五郷者、雖無私讓文、度々官符序宣等顯然也、雖然三田風早兩郷之外、今度不及沙汰也、而今重代相傳御門人之上、依有多年之芳恩、相副次第相傳之券契、永所奉讓渡主稅權助中原朝臣師長也、券契有年限、當時向後令領掌給之間、於下司者以成孝之子孫可令宛行給也、兼又准當他国近代之例、令申立御願寺并権門之御庄也、且是年来自先祖守満守頼等時、代々爲御一家之任人、不可有御變改也、仍爲後日之證文、勒子細、永奉讓渡之状、如件

保延五年六月 日

散位藤原朝臣(花押)「成孝」

嫡女夫藤原(花押)「範俊」

すなわち「從先祖守仲之時、至于親父頼成、爲高田郡七郷大領職」る藤原氏一族は高田郡を「次第相承所令領職」であつたが、「今度不及沙汰」ることとなつたため、「重代相傳御門人之上、依有多年之芳恩」、中原氏を領家とし、さらに「准當他国近代之例」、

令申立御願寺并権門之御庄」(め)、
「於下司者以

成孝之子孫可令宛行給」きとの願いを申し出ている。この寄進の結果について、結論から先にいうと失敗に終わったようである。その後、中原氏によつて御願寺に寄進された形跡はなく、また荘園化が成功したとするような記述のある史料はみあたらないし、当然、藤原氏の下司職補任の様子もみられないからである。以上のような結果、在地における支配権を喪失した成孝は「所當官物負累未進併私負物出券」を弁済してもらうため源頼信を養子とし、手元にある文書を讓渡した。

こうして三田郷をはじめとする高田郡における領有権を完全に失つた藤原氏は完全に歴史上から姿を消すことになつたのである。

以上がこれまで通説とされてきた高田郡司藤原氏一族の歴史である。松岡・坂上両氏の郡司職相伝のとらえかたについて、先祖相伝ということを従来ほど重視せず、それよりも職務(徴税)を滞りなく果たしてきたことで相伝が可能であつたという理解をされたことは評価できる。しかし両氏の理解は藤原氏と他族における郡司職競合しか想定されていない点不満が残る。すなわち他族と争う以前に藤原氏一族の中の激しい競合が存在していたとを見逃しているように思われる。次節では平安後期の郡郷司職補任のあり方について若干の私見を述べてみたい。

(1) 坂上はじめに (5) 論文。

(2) 松岡はじめに (1) a 論文。

(3) 治承四年(一一八〇)九月に源頼信の子頼綱が安芸国一宮嚴島社神主である佐伯景弘に宛てた手紙

(「嚴島野坂文書」一八〇四号)の中に「所當官物負累未進併私負物出券巨多也、公私之被責勘」

れて、
(4) 「准當他国近代之例、令申立御願寺并権門之御庄也」とあることから、荘園化には一定の認定

ルールがあつたことがうかがえる。すなわち、公領の土地を寄進して荘園化するというのは無条件に行われるのではなく、なんらかの用途目的があつてその費用捻出が正当であることが認められて初めて立荘された。この点、今正秀「院政期国家論の再構築にむけて―王朝国家体制論の視角から―」（『史学研究』一九二号 一九九一年）、同「保元荘園整理令の歴史的意義―平安後期荘園整理政策をめぐる政府と権門―」（『日本史研究』三七八号 一九九四年）参照。

第三節 郡司職相伝のあり方について

頼方が郡司職を継承した事情について考えよう。これまでに頼方は先代守遠より郡司職を相伝したと考えられてきた。その根拠となつていたのが次の史料である。

A 高田郡司散位藤原守遠解 申請国裁事

請_レ被_レ殊蒙_レ国恩_レ裁下、三田郷并別符重行嫡男頼方

議与子細状
右、守遠謹案事情、雖幼少、依_レ爲住郷、且三田郷并別符共所_レ議与也、

且年来住人打開領田畠、以_レ見直物、買取券文相副、爲生来子孫、注_レ在状、言上、以解、

治曆四年□月十日 散位藤原守遠
依公驗讓状明白、無他妨
頼方可領知之、

判

大介藤原朝臣（花押）

この讓状では在世中の守遠が「嫡男頼方」に直接郡司職に付随する三田郷・別符重行名を讓与している（したがって

て郡司職も守遠から頼方へ直接讓渡されたことになる）。ところがA讓状にみえる相伝と異なる事情を訴える頼方自身の手による史料が存在する。

B 高田郡□□□□□□相傳所領畠立券事

合

風早郷

（中略）

右件畠、先祖相伝之所領也、而故權守遠宿祿無_レ指子

息_レ之間、死去之後万々牢籠、然而頼方爲_レ彼末葉_レ之上、任_レ譜代之理_レ令_レ執_レ行郡務_レ之處、蓋_レ領_レ知彼所

領畠_レ乎、抑前郡司頼如不治第一也、或以_レ相伝郡司所知_レ、沽与_レ他人、或朝来暮乘往之民、以_レ郡司所領地_レ沽却、所住百姓甚不_レ知其理_レ者、依_レ立券之旨、爲_レ被_レ裁判_レ注進如_レ件、

（守_レ親_レカ）

應徳二年三月十六日 藤原頼方

「件畠、下_レ知郷郷令_レ立券_レ次、已無_レ相違_レ者、早任_レ相伝之理_レ、可_レ領掌_レ之、

大介從四位下行源朝臣（花押）

（2）

この立券文によれば、頼方は守遠が「子息」がないまま「死去」の後、「末葉」であるうえに「譜代之理」によつて「郡務」を執行していると記るされている。さらに注目すべきなのが「前郡司頼如」の存在である。頼方以前に高田郡郡司であつたのは守遠ではなく頼如なる人物であつた。すなわち、高田郡郡司職は守遠―頼如―頼方という順で継承されたのである。このような矛盾は、平安後期における郡司職補任のあり方と関連するものと考えられる。郡司補任は、奈良時代以来、才用主義と譜第主義の二つの基準の比重の変化によつて変遷したが、平安中後期には形式的には律令制の原則どおりの譜第主義によつて郡司補任が行われていた。十世紀の実例によれば、「譜第正胤、奕代門地」³⁾や「譜第正胤、累代門地」³⁾の文言が見え、

「譜第」であることが郡司補任において優越的条件であった。ところで国衙には「譜第図」なるものが備えられていた。⁽⁵⁾「譜第図」とは国内諸郡の郡司職の譜第相伝関係を表した系図であつたと思われる。⁽⁶⁾また加賀国と想定される「国司が新任に當つて国衙在庁に注進させた「雑事注文」⁽⁷⁾のなかに「郡司大名事」「郷・保等領主事^{郡司}」がみえ、郡司や「中古以降」の郷司・保司の補任状況が新任国司に報告されていたことがわかる。これも、「譜第図」にもとづいて作成されたのであろう。すなわち、国衙は「譜第之理」にもとづく郡司職相伝の状況を「譜第図」のかたちで登録していたのである。とするならば安芸国衙においても高田郡郡司補任状況は「譜第図」に登録されていたとみてもよからう。それは藤原氏の代々の譲状に対応する守仲・守満・守頼・守遠・頼方という「譜第之理」にもとづく「嫡々相承」のかたちであつたにちがいない。しかし「譜第図」および代々譲状にあらわれる相承関係は實際の血縁関係や相伝関係と一致するものではない。B立券文からわかることは、高田郡郡司職はいつたん守遠から頼如に相伝されたが、「不治第一」を理由に頼如は郡司職を解任され、あらためて守頼の「末葉」頼方が補任されることになつたというのである。しかし「不治」を理由に解任された頼如は、国衙保管の「譜第図」から抹消され、頼方はあたかも守遠から直接「譜第之理」によつて郡司職を相伝したかのごとく「譜第図」に登録されることになる。そして頼方は、実際に郡司職に補任された応徳二年ごろ、⁽⁸⁾より頼方は、遡る治暦四年の日付で、生存中の守遠が「嫡男」頼方に、郡司職の相伝と連動する先祖相伝の三田郷・別符重行名を譲渡したというA守遠解(譲状)を作成して、国司に提出し、それを受けて国司はA譲状に国判を与えるとともに「不治」の郡司職補任手続きをとつたのであろう。この藤原氏の公券文書(譲状)からも、国衙保管の「譜第

図」からも抹殺され、郡司職をめぐる熾烈な競争も交替もなかつたのごとく、「譜第之理」にもとづく「嫡々相承」のかたちで守遠から頼方へと郡司職が相伝されたことになつたのである。郡司職補任がこのような状況であるならば、現実の血縁関係がいかなるものであれ、要するに郡司職をめぐる同族内の熾烈な競争に勝ち抜き、郡司職に補任されその地位を確保したものが「譜第」であり「嫡男」と認定されるのである。⁽⁹⁾ いったん郡司職に相伝しても「不治」を理由に解任されたら「譜第図」から抹消され、郡司職相伝文書の上からも抹消されてしまふのである。そうだとすれば、嫡々相承の体裁をとる四代の譲状も、必ずしも實際の相伝の状況を反映しているものではなく、最終的に国衙の認知を得て正当とされた郡司職の相伝関係を示しているにすぎず、頼方のように「末葉」の者が「嫡男」として相伝した者や、頼如のように途中で解任され抹消された郡司もいたであらう。このように譲状に表現された嫡々相承は一つの擬制(フィクション)である。

以上の推察が認められるなら、高田郡郡司職が守仲・守満・守頼・守遠・頼方と「藤原」氏によつて相伝されてきたという従来からいわれてきた通説は、表面的には誤りでないといふことになり、⁽¹⁰⁾ 実際には「嫡子制」によつて相伝された相伝関係であり、むしろ「譜第之理」なるものは、同族内の諸家・諸個人の熾烈な競争に勝ち抜いて郡司職の地位を勝ち取り、その地位を保持し続けたい者が、郡司職の「不治」を理由に守遠の相伝をめぐつて頼如と頼方が競合し、⁽¹¹⁾ 郡司職をめぐり、守遠以前の各世代にも起こりえたことである。

それではこの郡司職をめぐる競争、不治による解任、新たな所望者への補任は、いかなる条件または要因によつて引き起こされるのであろうか。この点については前節でも

触れたように頼方の二代あとの成孝が、源頼信を養子として郡司職および所領を譲与した理由が参考になろう。この成孝が頼信に所領を譲与した理由は、「爲荒郷あやむら、所當官物負累未進併私物出挙巨多也」という状態に陥り、「公私之使」に「責勘」ぜられてゐる成孝が、「源大夫」(頼信)を「養子」にして、彼に「証文等」を譲与せられた、その「意趣」は先に指摘した「郷未進私負」を弁済せられたうためであつた。このようない「所當官物負累未進」が「不治第一」なのであり、郡司職解任の最大の理由であつた。中央技能官人の家業相承の実質的基準は血統ではなく技量の優劣、すなわち「器量」であつたならば、郡司職相伝の実質的基準は郡務執行(官物請負)能力だつたのである。

そもそも九世紀末まで郡司は調庸正税徴収の責任者であつたが、十世紀に入り、郡司は請負関係から排除され、未進請求されなくなつた。これは国司主導の国内行政改革によつて、国衙が負名と直接対峙し負名が未進責任を追求されるという負名体制に転換したからであつた。しかし十一世紀中葉以降、郡郷制の改編を境に再び郡司郷司が徴税請負主体として蘇る。郡郷司はまた未進を請求されるようになる。右のように考えると、先にあげた『半井家本』『医心方』紙背文書『(年月日未詳)雑事注文』中の「郷・保等領主事郷保等領主事」の「中古」という文言に注目させられる。これは先に、「中古」以降の代々の郷保司補任状況を記したまさに「譜代圖」が存在していたことを想像させるものとしたが、いま、保有意義の基準としてゐる「中古」を、郡郷改編によつてそれまでの郡司補任状況が意味を果たさなくなつた十一世紀中葉に求めたもよいのではないかと考へるのである。ここで思い起こされるのが、高田郡司藤原氏の初代守仲が守満に譲与した時期である。それは長元四年(一〇三一)のことであり、まさに郡郷制改編の前夜であつた。すなわち、この守仲・守満時代に郡郷制改編の洗

礼を受け、官物請負能力をもつ新たな郡司郷司として登場したので、高田郡司藤原氏だつたのではなからうか。

- (1) 治暦四年(一〇六八) 口月十日藤原守遠解(「新出敵島文書」四号)
- (2) 応徳二年(一〇八五) 三月十六日高田郡司藤原頼方所領昌立券文(「新出敵島文書」三四号)
- (3) 「類聚符宣抄」第七 天徳三年(九五九) 四月五日撰津国符解、同応和三年(九六三) 八月二十一日尾張国司解。
- (4) 「類聚符宣抄」第七 康保二年(九六五) 二月十七日美濃国司解。
- (5) 「朝野群載」卷第廿二 諸国雑事上 「国司条々事」の「一擇吉日。可度雜公文由。牒送前司事」のなかに「譜第圖」が挙げられている。
- (6) かつて石井進氏は「譜第圖」を国衙が国内武士を把握するために作成した登録簿とする見解を述べられた。(「中世成立期軍制研究の一視点」)|国衙を中心とする軍事力組織について|「史学雑誌」七八編一二号、一九六九年)。一方、米田雄介氏は「類聚三代格」天長元年(八二四) 八月五日太政官符「応令諸国郡司譜凶牒一紀一進事」、『天平六年出雲国計会帳』天平五年(申三三) 八月解節度使解文十五条内的一条に「廿日申送公文四卷二紙」に注して「軍毅譜第帳一卷」が挙げられていることに注目して、軍毅と郡司の出自の同一性から「軍毅譜第帳」とはいえ、その実態としては郡司の譜第帳と同様のものとし、郡司に譜第制が取り入れられたとき、おそらく軍毅譜第帳と同様の郡司譜第帳(郡司譜凶牒)が作成されたことであろうと推測され、郡司の譜第關係を記したものが国衙によつて作成されていたことを指摘された(「譜第の意味について」『日本歴史』二五四号、一九六九年)。「朝野群載」『日本

(7)

司条々事」において前任国司が新任国司に引き継ぐべきものとされている「譜第図」とは「郡司譜第帳」
「郡司譜第牒」であろうと推定する。
『半井家本』「医心方」紙背文書「(年月日未詳) 雑事注文」。なお本文書については瀬戸薫氏「半井家本『医心方』紙背文書」とその周辺「善勝寺流藤原氏を中心にして」および同氏・山本信吉氏「半井家本『医心方』紙背文書」(ともに『加能史料研究』四号、一九八九年)、戸田芳実「院政期北陸の国司と国衙―医心方裏文書めぐって―」(『楠瀬勝編』日本の前近代と北陸社会)、思文閣出版、一九八九年) 参照。

(8)

頼方の郡司職補任を示す史料は、永保三年(一〇八三)六月七日太政官符(『御判物帳』四号)、応徳二年(一〇八五)二月十六日安芸国符(『御判物帳』五号)である。

(9)

郡司家一族内における各家族間の郡司の地位をめぐる紛争については、すでに石母田氏の指摘するところ(『中世的世界の形成』(文庫版)一九六〇七)である。また服藤氏は高田郡藤原氏を事例として「嫡子の庶子に対する優位的地位は必ずしも安定的でなかった」との見解を述べた(『同氏前掲論文』)。それは、承暦二年(一〇七八)に頼方讓状(『御判物帳』三号)で「嫡子之理」によつて頼方から讓を受けられている頼成の姿を確認し、一方で保延五年の藤原成孝から中原師長への寄進状(『浅野忠允氏旧蔵徹島文書』一号)の副進相伝公驗一覽に、頼成を郡司に補任する太政官符が二通存在することに對し、寄進者である成孝が「頼成二箇度給官符、與舎弟有相論之故也」と記していることに注目した結果に相論に決着がついてはじめて嫡子とされる人物が決定するという理解に立てば、頼成の場合も相論決

着後に頼成自身によつて自らを「嫡子」とする先代頼方からつてこの事例から「嫡子の庶子に対する優位」性の有無を論じるのは適切とは思われない。
(10) 欠年(治承四年か)九月七日源頼綱書状(『徹島野坂文書』一八〇四号)
(11) 坂上康俊「負名体制の成立」(『史学雑誌』九四編二号、一九八五年)。
(12) 坂本はじめに(2)論文。
おわりに

本稿において考察したことをまとめたい。
十一世紀中葉に郡郷制の改編が行われ、郡郷司が徵稅請負責任をもつこととなつた。この時登場したのが高田郡司藤原氏である。この一族は守仲を初代とし代々高田郡司職を嫡々相承してきたかのように代々讓状を手継ぎしているが、実際には嫡流・庶流を含めた一族間の激しい郡司職をめぐる競合に勝ち抜いた者が「譜代之理」により郡司職に補任され、国衙譜第図に登録され、それによつてはじめて「嫡々相承」の讓状が作成されたのである。
郡司職をめぐる一族間の熾烈な競合に勝ち抜くのに必要な器量は「官物請負」能力である。郡司は負名が未進をつくとした土地を没収する能力で負名に「返抄」を与える。没収した土地は郡司職に付帯した所領として自己のもつ別符名―藤原氏の場合は「別符重行名」―に組み込んでいく。こうして公郷の場合は「私大なる物のごとくなる。ただしこの別符名にも低率ながら税がかける必要があるのであるから郡司は経営者として税をおさめる必要があり、もし経営に失敗し未進を引き起こした場合は郡司職解任となり、新たに「官物請負」能力を持つ者に郡司職は移動させられる。